

生活費サポート



てんかん発作の頻度や重さなどの障害程度に応じて年金が支給されます

障害年金制度

- ◆ 対象者 定められた条件(表1)を満たしている人
- ◆ 申請窓口 市区町村の行政機関
年金事務所、年金相談センター

● 年金制度とは

老齢になった時や障害のある状態になった時など、人生において、さまざまなリスクや予測できない事態に備えて、社会で支える仕組みとして公的年金制度があります。年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入する国民年金(基礎年金ともいう)と、会社員・公務員が加入する厚生年金があります。年金は、保険料

を支払い^{※1}、高齢者が受け取る「老齢年金」の他に、病気やけがによって障害が残った時に受け取る「障害年金」と、家庭で働き手であった保険加入者が亡くなった時に、子どものいる配偶者、または子どもが受け取る「遺族年金」があります。

ここでは、てんかんで「障害年金」の対象となる人と申請方法等について、説明していきます。

表1 障害基礎年金の受給要件と年金額

障害年金の受給要件	初診日	障害の原因となった病気やけがの初診日が、①国民年金加入期間、あるいは、②20歳前または60～65歳未満の年金未加入期間(老齢基礎年金受給者以外)である
	障害認定*1	障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日)または20歳に達した時に、障害等級表の1～2級の状態にある
	保険料の納付要件	① 被保険者である期間に2/3以上保険料を支払っている(免除期間を含む)などを満たしている ② 初診日の月の前々月までの1年間に保険料を支払っている * 20歳前に初診日がある場合は、納付要件は不要
年金額*2	1級 975,100円 2級 780,100円 (平成27年度の金額)	
<p>*1 事後重症による年金：初診日から1年6ヵ月以降に障害に該当する状態になった場合に申請が可能 *2 20歳前の傷病による障害年金は、所得制限あり *1、2 厚生年金加入者は3級あり、年金額が上乘せで支給される</p>		

出典：日本年金機構障害年金ガイドより、改変

※1 学生や若年者など所得が低い人は保険料の猶予制度などがあります。

● **障害年金について**

障害基礎年金は、病気やけがによる障害の程度が、障害認定日または20歳になった時に、1級から2級の状態になっている人で、定められた条件を満たしている人が受け取れます。(P12の表1)

障害は、眼、聴覚、鼻腔機能、平衡機能、そ

しゃく・嚥下機能、言語機能、肢体、精神、神経系統の機能別の障害と、呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、代謝疾患、悪性新生物、高血圧症、その他の疾患による障害があり、てんかんは精神障害に含まれます。てんかんの認定基準には、発作と精神の状態が示されています。精神障害者保健福祉手帳の認定基準と比較すると、発作の程度は同じですが、状態が加わっていることが異なります。(表2、3)

表2 障害等級表(精神障害：てんかん)

等級	障害の状態
1級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のA又はBが月1回以上あり、かつ、常時の援助が必要なもの
2級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のA又はBが年2回以上、もしくは、C又はDが月に1回以上あり、かつ、日常生活が著しい制限を受けるもの
3級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のA又はBが年2回未満、もしくは、C又はDが月に1回未満あり、かつ、労働が制限を受けるもの

出典：日本年金機構ホームページ障害年金より、改変

表3 障害年金(精神障害：てんかん)の認定基準

《発作》		《状態》		
A. 意識障害、状況にそぐわない行為の発作 B. 転倒する発作	月1回以上	+	常時の援助が必要	⇒ 1級
A or B C. 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作 D. 随意運動が失われる発作	年2回以上 月1回以上	+	日常生活が著しい制限を受ける	⇒ 2級
A or B C or D	年2回未満 月1回未満	+	労働が制限を受ける	⇒ 3級

出典：日本年金機構ホームページ障害年金より、改変

特集 **ひと目でわかる 医療・福祉制度**

● **障害年金の申請方法と窓口(表4)**

障害年金の申請は、初診日を調べたり、病歴・就労状況などを記載する書類もあり、書類は厳しく点検され、手続きは簡単ではありません。しかし、国民の保険料などから支払うもので、あらかじめ査定は厳しいものと理解して、

一つずつ提出書類を準備していきましょう。病歴・就労状況等申立書の記入方法がわからなければ、病院のソーシャルワーカーに相談したり、いない場合には、下書きを書き、家族や年金窓口の人にみてもらうなどをしてよいでしょう。

表4 障害年金の申請書類と窓口

申請に必要な書類等	① 年金手帳 ② 戸籍抄本 ③ 医師の診断書(所定の書式あり) ④ 受診状況証明書 ⑤ 病歴・就労状況等申立書 ⑥ 受取先金融機関の通帳 ⑦ 印鑑	障害認定日より3ヵ月以内の現症 初診時の医療機関が異なる場合に初診日を確認するもの 障害状態を確認するための補足資料
	*18歳到達年度末までの子ども(20歳未満で障害のある子どもを含む)がいる人には、年金の加算があります。 *患者さんの状況によって、上記以外に必要なとされる書類を求められることがあります。	
申請窓口	住所地の市区町村の行政機関、年金事務所、年金相談センター	
問い合わせ先	年金事務所、年金相談センター 日本年金機構のホームページ http://www.nenkin.go.jp/ ねんきんダイヤル 0570-05-1165	

出典：日本年金機構ホームページの情報より、改変

● **おわりに**

最後に、「自分で調べて、障害年金がもらえるようになって、本当に助かっている」と教えてくれた患者さんがいました。この言葉から、年金に該当するかはわかりにくく、必ずしも担当の医師が教えてくれるとは限らないということがわかります。また、障害年金を申請することに躊躇する人もい

るでしょう。しかし、この患者さんのように、無職で自宅療養をされていて、家族に生活費を出してもらっている人などは、年金を受け取ることで、家族の負担を減らし、自分のために使えて社会生活が広がる患者さんもいます。まずは、担当の医師や年金の窓口で、相談をしてみたいかがでしょうか。



参考文献

- ・国民年金法、障害基礎年金
 - ・日本年金機構「知っておきたい年金のはなし」
 - ・日本年金機構「障害年金ガイド」
 - ・日本年金機構、障害基礎年金
- (いずれもホームページから検索できます)

